

答 申 第 3 号

平成26年8月18日

芦屋市病院事業管理者

佐 治 文 隆 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第15条第2号の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年6月11日付け芦市病医第5号により芦屋市病院事業管理者から諮問がありました市立芦屋病院病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供については、適当なものと認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

(1) システムの概要

ア 市立芦屋病院の病診連携システム（以下「本システム」という。）は、電子カルテシステムに保管されている診療記録を申請のあった医療機関等に対して提供し、地域医療連携の強化を目的とするものである。

イ 連携が予定されるのは、市内及び近隣の医療機関等である。

ウ 本システムにより市立芦屋病院は、患者基本情報、医師カルテ、薬歴記録、各種検査結果、看護記録等の患者の個人情報（以下「患者情報」という。）を連携した医療機関等に提供する。

(2) 公益上の必要性について

市内及び近隣の医療機関等と市立芦屋病院が連携することにより、処方、検査の重複を抑制し、検査結果の共有により患者への速やかな対応が可能となり、地域医療サービスの質の向上につながることから公益上の必要性は認められる。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

本システムは、次のとおりシステム上及び運用上で個人情報保護に関する措置が講じられる条件下では、条例第15条第2号が定めている「個人の権利利益を侵害するおそれがない。」という要件は満たされると認められる。

ア 本システムによる患者情報の提供は、本人の同意を得た場合に限定されている。

イ 連携する医療機関等には、院内に設置する外部通信専用のサーバーを介して患者情報を提供し、電子カルテシステムには直接接続しない。

ウ 通信は、SSL暗号化通信及び仮想デスクトップのセキュリティ機能を組み合わせることでセキュリティの向上を図り、外部通信ネットワーク上には強固なファイアウォールを設置する。

エ 連携する医療機関等で本システムを利用する際に使用する端末は、ルート証明書用のソフトウェアをインストールしたものに限定され、サーバー証明書とルート証明書による通信相手の認証を行わなければ患者情報が閲覧できない。

オ 患者情報の参照は、医師及び看護師に限定し、ID及びパスワードは定期的に更新し、操作状況（ログ）を記録する。

カ 患者情報を参照する者に対して、個人情報の適切な取り扱いについて研修を行い、個人情報の適正な管理について点検を行う。

2 留意事項

芦屋市病院事業管理者には、次のことに留意するよう求める。

- (1) 芦屋市情報セキュリティポリシー（芦屋市情報セキュリティ基本方針に関する要綱及び芦屋市情報セキュリティ対策基準）に準じたセキュリティ管理の徹底を図ること。
- (2) 連携する医療機関等が本システムにより入手した患者情報の管理及び本システムを利用するために使用するID及びパスワードの管理について定期的に点検を行うこと。
- (3) 連携する医療機関等がウイルスパターンファイル等を最新化するなど本システムを利用する際に用いる端末を適正に管理しているか定期的に点検を行うこと。
- (4) 連携する医療機関等において、システム上及び運用上で不適切な事案が見られた場合は、厳正な措置を講ずること。

以上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6月11日	諮問書の受理
平成26年 6月24日	諮問実施機関から意見聴取 第1回審議
平成26年 7月18日	第2回審議
平成26年 8月 5日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	
伊藤 明子	弁護士	
武田 雄三	弁護士	職務代理